

東社協福振第375号
令和7年9月18日

契約施設・団体長 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印章略〕

従事者共済会「標準給与月額の設定」および「決定通知書の発行」について（確認依頼）

貴施設・団体より入力・保存いただきました「算定基礎額」にもとづき、令和7年10月以降の新たな標準給与月額および掛金月額を決定いたしました。

つきましては、共済会システムより標準給与月額変更決定通知書（以下、決定通知書）を出力の上、記載内容に誤りがないか、下記により必ずご確認ください。

記

1 ご確認いただきたい事項

(1) 加入者の確認

- 決定通知書は、9月10日までに承認された届出を反映した加入者データにより発行されます。
- 氏名欄のお名前横に【休職】と表示されている方は、共済会に「休職届」を提出し、掛金請求を停止されている方です。改めてご確認ください、復職されている場合には「復職届」をご提出ください。
- 氏名欄のお名前横に【★】と表示されている方は、算定基礎額の未入力により、昨年度の標準給与月額を反映した方です。改めてご確認ください。
- 手続き漏れ等により、加入対象者が掲載されていない場合は「加入届」を届け出てください。
- 退職済みにもかかわらず、加入者として掲載されている場合は「退会届」を届け出てください。
- 9月1日以降に転入された場合も、8月1日時点に所属していた施設での算定基礎額に基づき標準給与月額および掛金月額が決定します。次年度の標準給与月額改定更新まで変更できませんので、ご了承ください。

(2) 決定通知書の「算定基礎額」及び「標準給与月額」の確認

- 令和7年10月から令和8年9月までの掛金は、同決定通知書にもとづき請求させていただきます。新たな掛金額による支払いをご準備いただくと共に、掛金額の変更があった加入者への周知をお願いいたします。
- もし、訂正がある場合は、10月からの掛金請求に影響するため、必ず10月1日(水)までに法人代表者印を押印した「標準給与月額訂正願」を本会へ郵送にてご提出ください。
- 「標準給与月額訂正願」は、従事者共済会ホームページ「各種届出様式」または「お知らせ」よりダウンロードできます。

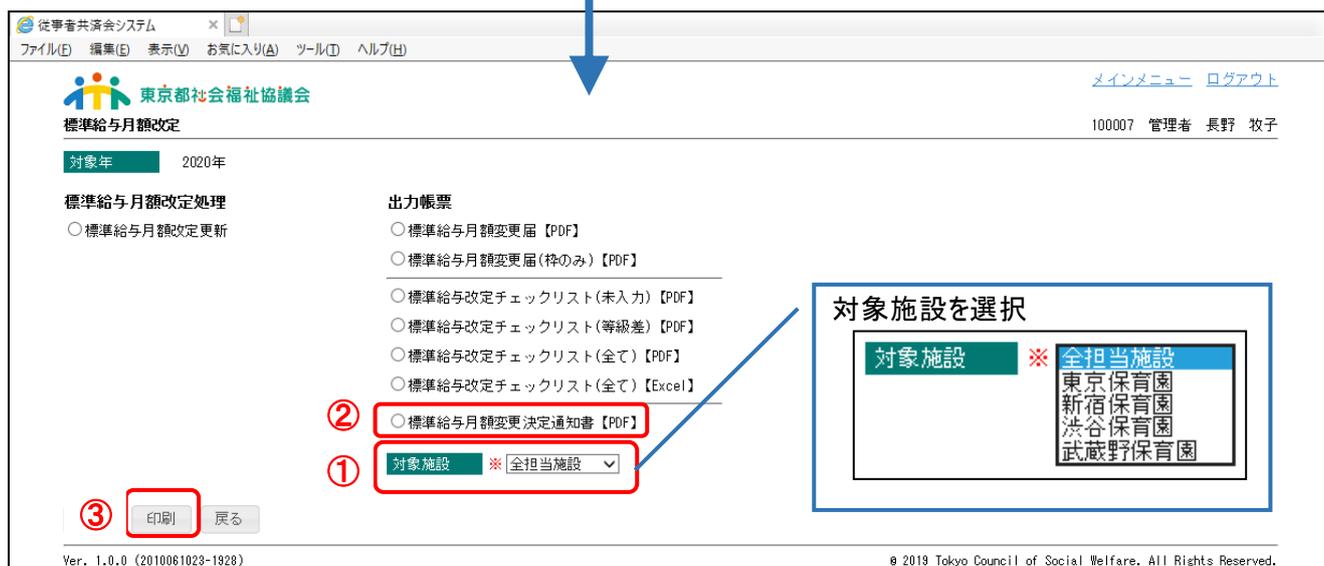
2 決定通知書の出力期間・手順など

- (1) 出力期間 令和7年9月18日（木）～10月10日（金）
※上記期間以降も11月10日（月）まで出力可能としますが、この場合、加入者データが10月分の届出を反映したものに更新されますので、あらかじめご了承ください。

→ 裏面に続く

(2) 共済会システムからの出力手順

◆標準給与月額変更決定通知書の出力



◆決定通知書の内容データの出力(Excel)

標準給与月額改定画面(上の図)「出力帳票」から「標準給与改定チェックリスト(全て)【Excel】」を選択し、「印刷」ボタンを押下いただくと、決定通知書に記載された内容が、Excelデータ形式で出力可能です。施設・団体の事務で必要な場合など、ご活用ください。

3 問合せ／標準給与月額訂正願送付先

東京都社会福祉協議会 福祉振興部 従事者共済会(共済担当)
〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F
TEL: 03-5283-6898(直通)